

高齢者の餅による窒息事故 に気を付けて！

安全に餅を食べるために

- ❶冬の寒い朝の一口目には十分注意が必要
食事の前に会話をするなど口の準備運動をしたり、お茶などでのを潤してから食べましょう。
- ❷餅を小さくするだけでなく、さらに口の中でよくかんで食べる餅に唾液を十分含ませるよう、しっかりかんで食べましょう。
- ❸口の中の方が飲み込めてから、次の一口を口の中に入れる
よくかまないうちにお茶などで流し込んではいけません。

問合せ 市民相談室 (☎983-2621)

郷土資料館企画展 「三島のまつの今」

とき 1月3日(日)～4月10日(日)※月曜休館、祝日の場合は翌日休館
ところ 郷土資料館企画展示室 (楽寿園内)

内容 中郷地区の夏のまつりオテンノウサン、佐野地区の冬の山の神様のまつりヤッサモチ、間眠神社の大注連縄奉納、市内各所のドンド焼きなど、伝統的な地域のまつの今を紹介します。

入場料 楽寿園入園料として15歳以上300円必要、学生は学生証提示により無料

問合せ 郷土資料館 (☎971-8228)

JICA説明会

国際的な環境で働きたい人、国際ボランティアに興味のある人、ぜひご参加ください。※市グローバル人材育成都市推進連携事業
とき 1月24日(日)午後1時30分～3時30分
ところ 生涯学習センター3階講義室

説明会 「知ってほしい！JICAのこと」

講師 竹内康人さん (JICA中部国際センター次長)

申込み・問合せ メールで氏名、参加希望人数を日本大学国際関係学部、福井ゼミ (fukui.chizu@nihon-u.ac.jp)、または電話で政策企画課 (☎983-2616) へ。

母子・父子家庭などに入学・進学などの祝金を支給します

対象 平成28年春に小学校に入学、または中学校を卒業し進学・就職する子どものいる、母子・父子家庭および両親のいない子どものいる家庭

支給額 子ども1人につき2万円
申請期間 1月5日(火)～1月22日(金)※土曜・日曜日・祝日を除く
申請場所 子育て支援課 (市役所本館2階) ※申請手続きの詳細はお問い合わせください。

問合せ 子育て支援課 (☎983-2712)

資源ごみ回収団体報奨金 後期分申請締め切り間近

●提出期限 1月15日(金)

提出物 ①資源ごみ回収団体登録届書 (未提出の団体) ②報奨金交付申請書③資源ごみを引き渡した際に回収業者などから受け取った領収書・仕切り書など④委任状など (団体代表者と口座名義が異なる場合など詳細は問い合わせ先へ) ※印鑑もお持ちください (団体登録届提出時に使用した代表者のもの)
問合せ 環境政策課 (☎983-2647)

1月・2月に75歳を迎える人へ 後期高齢者医療制度説明会

とき 1月27日(水)午後2時～4時
ところ 社会福祉会館3階第1会議室※申し込み不要

内容 医療制度の仕組み、保険料、高額医療等給付、健康診査、負担割合・届出等資格などの説明
対象 今年の1月・2月に75歳を迎え、後期高齢者医療制度に加入する人※3月に75歳を迎える人は2月開催予定
問合せ 保険年金課 (☎983-2710)

駿豆地区障がい者自立支援協議会 第2回全体会

駿豆地区障がい者自立支援協議会では、障がいを持った人が住み慣れた地域であたりまえに暮らすことが出来る地域づくりを目指し、地域の課題について検討を行う全体会議を開催します。※手話通訳、要約筆記がつきます。

とき 2月4日(木)午後1時30分から
ところ 長泉町役場 (中土狩)
入場料 無料※申し込み不要
問合せ 障がい福祉課 (☎983-2691)、相談支援事業所ゆうん (☎941-6015)

高齢者世帯などの 粗大ごみ回収について

現在、高齢者世帯、障がい者世帯および母子世帯などを対象に行っている「粗大ごみ回収事業」は、3月末で終了する予定です。

これは、4月から清掃センターへの一般家庭ごみの持ち込み有料化と、有料による一般家庭の「粗大ごみ戸別回収事業」を開始予定であることに伴い、費用負担の公平性の観点から事業を終了とするものです。皆様のご理解をお願いします。

なお、集積所にごみを運ぶことが困難である高齢者や障がい者などを対象とした「ふれあいさわやか回収事業」については、引き続き行います。
問合せ 生活環境課 (☎971-8993)

市民課フロアの税証明窓口 は西館へ移転しました

12月1日から各種税証明書は市役所西館1階の市民税課で交付しています。ご注意ください。

※土曜日午前8時30分～正午は市民課窓口で交付

問合せ 市民税課 (☎983-2625)、市民課 (☎983-2602)

在宅で寝たきりの 高齢者を介護している人に 手当を支給(後期分)

対象 次のすべてに該当する人

- ①平成28年1月1日までに6カ月以上継続して、介護保険の要介護3・4・5に該当する65歳以上の人と同居している
 - ②同一生計である
 - ③在宅で介護
 - ④市に6カ月以上の住民登録がある
- ※1カ月に11日以上入院・入所(ショートステイを含む)をした人は対象外

支給額 5万円※3月末支給予定
持ち物 介護を受けている高齢者の介護保険被保険者証と、介護している人の印鑑および振込口座が分かるもの

申込み・問合せ 1月29日(金)までに、長寿介護課 (☎983-2609) に備え付けの申請書に必要事項を記入して提出。

在宅で重度重複 障がい者を介護している人に 手当を支給(後期分)

対象 次のすべてに該当する人

- ①平成28年1月1日までに6カ月以上継続して、身体障害者手帳1・2級と、療育手帳A判定の手帳の両方を所持している障がい者と同居している
 - ②在宅で介護
 - ③市に6カ月以上の住民登録がある
- ※1カ月に11日以上入院・入所(ショートステイを含む)をした人、「在宅で寝

たきりの高齢者介護手当」の支給対象に該当する人は対象外
支給額 5万円※3月末支給予定
持ち物 身体障害者手帳、療育手帳、介護している人の印鑑と振込口座が分かるもの

申込み・問合せ 1月29日(金)までに、障がい福祉課 (☎983-2612) に備え付けの申請書に必要事項を記入して提出。

平成28・29年度 入札参加資格申請の受付

●建設関連業務委託および物品役務
平成28・29年度の定期受付

●建設工事

平成28年度の追加受付

受付期間 1月5日(火)～29日(金)
(当日消印有効)

提出方法 郵送に限る

提出場所 管財課契約係(〒411-8666北田町4-47)※上水道に関する物品(メーターやバルブなどの資材)のみを取り扱う業者は水道課営業係(〒411-0858中央町5-5)へ。

申請書類の配布 市ホームページ「業者向け 入札・契約」からダウンロード

問合せ 管財課 (☎983-2624)、上水道資器材のみは水道課 (☎983-2657)

責任をもって世話をしましょう 犬・ねこの世話について

犬・ねこに関する苦情が増えています。ペットがほかの人に迷惑をかけないようにしつけることは、飼い主の責任です。

●犬の飼い主

▶散歩も家にいるときも、フン尿の後始末はしっかりしましょう
迷惑なのはわかっているが、面倒くさいなどの理由で守らないことはゴミのポイ捨ても同様で

す。また、不衛生な環境はペットにとっても不幸な環境になりやすいです。

▶しつけを行いましょ

犬の鳴き声で周囲の住民に迷惑をかけることがないようにしましょう。

●ねこの飼い主・飼い主のいないねこの世話をしている人へ

▶飼い猫は室内で飼いましょ

逃げ出したり事故に巻き込まれないよう、飼いねこは室内飼いをしましょう。室外に出してしまうと、フン尿や庭を荒らすなどで周囲の住民に迷惑をかけることがあります。

▶飼い主のいないねこへ餌をあげる場合には、後始末にも責任を持ちましょ

餌をあげるだけでは、周囲の住民にフン尿問題や餌の食べ残しなどで迷惑をかけます。残った餌の片付け、トイレを設置するなど始末についても考えましょ。

問合せ 環境政策課 (☎983-2646)

償却資産の申告は 2月1日まで

申告が必要な人 平成28年1月1日現在、法人または個人で市内に所在する償却資産(事業用資産)を所有している人

法定申告期限 2月1日(月)

※控えの返送を希望する場合、切手を貼付し宛名書きした返信用封筒を同封してください。

提出先・問合せ 郵送または直接、資産税課(〒411-8666北田町4-47、☎983-2758)へ。

善意ありがとうございます

▶福祉向上のために

琴城流大正琴愛好会三島支部

支部長 和泉順夫さん 100,000円